

環太平洋パートナーシップ協定に伴う商標法改正の概要

1. 改正内容

- 商標の不正使用に対する法定の損害賠償制度に関し、「生じた損害を賠償する」という民法の原則を踏まえた上で、所要の措置を講ずる。
- 具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できるものとする。



TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、権利者が賠償を得られやすい制度が整備されることにより、我が国企業等のより効果的かつ効率的な侵害対策を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

2. 商標の不正使用について

- 「商標の不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指す。

<具体例>



全く同一の商標のみならず、書体違い等も不正使用。

3. 損害額について

- 現行法において、権利者は、所定の額を損害額とできる規定を選択してその賠償を請求することができる。

<現行規定>

商標法第38条第1項: 損害額の計算式
第2項: 侵害者利益を損害額
第3項: ライセンス料を損害額

- 改正後は、現行規定に加え、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額(最低額)として請求することも選択可能となる。

<新規定案>

出願料 3,400円 + (8,600円 × 商品の種類の数)
+ 登録料 28,200円 × 商品の種類の数